

## 保護樹木等の剪定費補助の拡充について

区は、貴重なみどりを保全するため、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、一定の要件を満たす樹木や樹林を保護樹木、保護樹林またはねりまの名木（以下「保護樹木等」という。）に指定し、剪定に要する費用の一部の助成、樹木医による診断、賠償責任保険への加入や自然災害発生時の緊急対応など維持管理に関する支援をしている。

今般、保護樹木等所有者の負担を軽減し、適切な剪定を促進するため、以下のとおり剪定費補助を拡充する。

## 1 拡充の内容

## (1) 1本あたりの限度額の引き上げ（保護樹木・保護樹林）

	1本あたりの限度額				
幹回り	180 cm未満	180cm 以上 210 cm未満	210cm 以上 240 cm未満	240cm 以上 270 cm未満	270 cm以上
改正前	50,000 円	75,000 円	100,000 円	125,000 円	150,000 円
<b>改正後</b>	<b>100,000 円</b>	<b>150,000 円</b>	<b>200,000 円</b>	<b>250,000 円</b>	<b>300,000 円</b>

※補助率：1 / 2

## (2) 所有者ごとの年間の補助限度額の引き上げ（保護樹木）

	年間の限度額
改正前	一律 30 万円
<b>改正後</b>	<b>1～4本 50万円、5～9本 75万円、10本以上 100万円</b>

## (3) 補助間隔の短縮（保護樹木・保護樹林・ねりまの名木）

同一の補助対象樹木に対する補助金交付の間隔を3年に1回から2年に1回とする。

## 2 施行日

令和6年4月1日

## 3 周知方法

- (1) ねりま区報、区ホームページやSNSによる周知
- (2) 保護樹木等所有者への個別通知による周知